

日本小児心筋疾患学会 規約

第一章 総則

- 第1条 本会は、日本小児心筋疾患学会（Japanese Society of Pediatric Myocardial Diseases）と称する。
- 第2条 本会の事務局は、幹事会が定めた場所に置く。
- 第3条 会計年度
本会の会計年度は4月1日～3月末日の1年間とする。

第二章 目的および事業

- 第4条 本会は、小児期の心筋疾患に関する診療と研究をテーマとし、会員相互の研究発表、意見交換、交流、親睦を図ることを目的とする。
- 第5条
1. 本会は、第4条の目的のため年1回の学術集会を開催する。
 2. その他、目的達成のために必要と認められる事業を行う。

第三章 会員

- 第6条 本会の会員は、小児期の心筋疾患に関心を持つ日本小児循環器学会会員の医師によって組織する。
- 第7条 退会を希望するものは、退会届けを事務局に提出し、幹事会の承認を受ける。
- 第8条 会員資格の喪失 次項のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
(1)死亡したとき (2)所定の手続きを経ず会費を3年以上滞納したとき
(3) 本会の名誉を著しく傷つけ本会の目的に反する行為があったとき
- 第9条（日本小児循環器学会会員以外の参加について）
本会の目的に賛同する医療従事者などが学術集会に参加できるものとする。

第四章 役員

- 第10条（役員構成）
本会は、会の企画、運営にあたり代表幹事、副代表幹事、幹事若干名をおく。
- 第11条（代表幹事・副代表幹事）
代表幹事、副代表幹事は、幹事の中から選出する。代表幹事の選出は、幹事会において投票によって行う。その任期は3年とし、再選を妨げない。副代表幹事は、代表幹事が任命する。

第12条 (当番幹事)

当番幹事は、幹事の互選によって決定され、代表幹事、副代表幹事と図って学術集会を主体的に企画・開催する。その任期は1年とする。

第13条 (幹事)

幹事は本会の運営および事業について積極的に参画する。5年間以上継続して本会において活動歴が見られない幹事は、幹事会の議事を経て勇退することとする。 幹事の追加及び変更は幹事会において合議の上、これを決定する。

第五章 学術集会・幹事会・総会

第14条 学術集会は年に1回開催し、研究発表を行う。筆頭演者は日本小児心筋疾患学会員とする。

第15条 学術集会は、当番幹事(学術集会会長)が主催する。

第16条 当番幹事(学術集会会長)は代表幹事、副代表幹事と協議の上、担当する学術集会に必要な事業を全般的に行う。

第17条 幹事会は原則として学術集会の際に年1回開き、代表幹事が議長となり、次の事項を審議する。

1. 次期当番幹事(学術集会会長)の選出
2. 事業計画および事業報告
3. 幹事に関する事項
4. その他必要と認めた事項

第18条 幹事会は、幹事の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席した幹事の過半数をもって決する。

第19条 総会は、学術集会当日に開催する。

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立する。

第六章 名誉会員

第21条 本会に対し特に功労のあった者は、幹事会の議を受けて名誉会員となることができる。名誉会員は幹事会に出席出来るが議決権はない。
名誉会員の年会費納入は免除される。

第七章 会費および会計

第22条 会員は本会が定める年会費(5,000円)を納入しなければならない。

既納の年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第23条 学術集会の参加費は学術集会会頭(当番幹事)が決定する。
学術集会の経費は参加費および寄付金等を持って支弁する。

第24条 会計報告は会計監事の監査を受け幹事会で報告する。

第 25 条 会計監事は代表幹事の指名によって決定する。

第八章 会則の変更

第 26 条 本会会則の変更は幹事会で出席者の 2/3 以上の賛成をもって決する。

附則

第 1 条 本規約は 2008 年 10 月 11 日より施行する。

第 2 条 本規約は 2011 年 7 月 26 日より改訂施行する。

第 3 条 及び第 22 条は 2014 年 4 月 1 日より改訂施行する